(高圧ガス運送装置)

第二十八条 高圧ガスを運送する自動車のガス運送装置は、爆発等のおそれのないものとして、強度、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

- 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示
 - 平成 14 年 7 月 15 日 国土交通省告示第 619 号
- 第1節 指定自動車等であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目 (第5条一第82条)

- 第38条 高圧ガスを運送する自動車のガス運送装置の強度、取付方法に関し、保安基準 第28条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
 - 一 ガス運送容器については、第20条第1項第1号及び第5号の基準を準用する。
 - 二 ガス運送装置の配管については、第 20 条第1項第5号から第7号まで及び第9号 の基準を準用する。
 - 三 ガス運送装置のガスと接触する部分については、第 20 条第1項第8号の基準を準 用する。
 - 四 ガス運送容器及び配管の取り付けについては、第 20 条第1項第4号の基準を準用する。
 - 五 ガス充填弁をガス充填口の近くに、ガス供給弁をガス供給口の近くに備えること。
 - 六 一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第2条第2号の毒性ガス (液化ガスを除く。)に係るガス運送容器には、容器内の圧力を指示する圧力計をガ ス止弁で仕切られたガス運送容器又はガス運送容器の一群ごとに運転者の見やすい場 所に設けること。
 - 七 前号の圧力計は零からガス充填圧力の 1.5 倍以上 2 倍以下までの目盛をしたものであること。
 - 八 第6号の圧力計は、照明装置を備え、又は文字板及び指示針に自発光塗料を塗った ものであること。

第2節 指定自動車等以外の自動車であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保 安基準の細目(第83条-第160条)

- 第116条 高圧ガスを運送する自動車のガス運送装置の強度、取付方法に関し、保安基準 第28条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
 - 一 ガス運送容器については、第98条第1項第1号及び第5号の基準を準用する。
 - 二 ガス運送装置の配管については、第 98 条第1項第5号から第7号まで及び第9号 の基準を準用する。
 - 三 ガス運送装置のガスと接触する部分については、第98条第1項第8号の基準を準用する。
 - 四 ガス運送容器及び配管の取付については、第98条第1項第4号の基準を準用する。
 - 五 ガス充填弁をガス充填口の近くに、ガス供給弁をガス供給口の近くに備えること。
 - 六 一般高圧ガス保安規則第2条第2号の毒性ガス(液化ガスを除く。)に係るガス運送容器には、容器内の圧力を指示する圧力計をガス止弁で仕切られたガス運送容器又はガス運送容器の一群ごとに運転者の見やすい場所に設けること。
 - 七 前号の圧力計は零からガス充填圧力の 1.5 倍以上 2 倍以下までの目盛をしたものであること。
 - 八 第6号の圧力計は、照明装置を備え、又は文字板及び指示針に自発光塗料を塗った ものであること。

第3節使用の過程にある自動車の保安基準の細目(第161条―第238条)

- 第194条 高圧ガスを運送する自動車のガス運送装置の強度、取付方法に関し、保安基準 第28条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
 - 一 ガス運送容器については、第176条第1項第1号及び第5号の基準を準用する。
 - 二 ガス運送装置の配管については、第176条第1項第5号から第7号まで及び第9号 の基準を準用する。
 - 三 ガス運送装置のガスと接触する部分については、第176条第1項第8号の基準を準用する。
 - 四 ガス運送容器及び配管の取り付けについては、第176条第1項第4号の基準を準用する。
 - 五 ガス充填弁をガス充填口の近くに、ガス供給弁をガス供給口の近くに備えること。
 - 六 一般高圧ガス保安規則第2条第2号の毒性ガス(液化ガスを除く。)に係るガス運送容器には、容器内の圧力を指示する圧力計をガス止弁で仕切られたガス運送容器又はガス運送容器の一群ごとに運転者の見やすい場所に設けること。
 - 七 前号の圧力計は零からガス充填圧力の 1.5 倍以上 2 倍以下までの目盛をしたものであること。
 - 八 第6号の圧力計は、照明装置を備え、又は文字板及び指示針に自発光塗料を塗った ものであること。

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2003.09.26】〈第1節〉第38条(高圧ガス運送装置)

- 第1節 指定自動車等であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目 (高圧ガス運送装置)
- 第38条 高圧ガスを運送する自動車のガス運送装置の強度、取付方法に関し、保安基準 第28条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
 - 一 ガス運送容器については、第20条第1項第1号及び第5号の基準を準用する。
 - 二 ガス運送装置の配管については、第 20 条第1項第5号から第7号まで及び第9号 の基準を準用する。
 - 三 ガス運送装置のガスと接触する部分については、第 20 条第1項第8号の基準を準用する
 - 四 ガス運送容器及び配管の取り付けについては、第 20 条第1項第4号の基準を準用する。
 - 五 ガス充填弁をガス充填口の近くに、ガス供給弁をガス供給口の近くに備えること。
 - 六 一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第2条第2号の毒性ガス (液化ガスを除く。)に係るガス運送容器には、容器内の圧力を指示する圧力計をガ ス止弁で仕切られたガス運送容器又はガス運送容器の一群ごとに運転者の見やすい場 所に設けること。
 - 七 前号の圧力計は零からガス充填圧力の 1.5 倍以上 2 倍以下までの目盛をしたものであること。
 - 八 第6号の圧力計は、照明装置を備え、又は文字板及び指示針に自発光塗料を塗った ものであること。

第2節 指定自動車等以外の自動車であって新たに運行の用に供しようとするもの等 の保安基準の細目

- 第116条 高圧ガスを運送する自動車のガス運送装置の強度、取付方法に関し、保安基準 第28条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
 - 一 ガス運送容器については、第98条第1項第1号及び第5号の基準を準用する。
 - 二 ガス運送装置の配管については、第 98 条第1項第5号から第7号まで及び第9号 の基準を進用する。
 - 三 ガス運送装置のガスと接触する部分については、第 98 条第1項第8号の基準を準用する。
 - 四 ガス運送容器及び配管の取付については、第98条第1項第4号の基準を準用する。
 - 五 ガス充填弁をガス充填口の近くに、ガス供給弁をガス供給口の近くに備えること。
 - 六 一般高圧ガス保安規則第2条第2号の毒性ガス(液化ガスを除く。)に係るガス運送容器には、容器内の圧力を指示する圧力計をガス止弁で仕切られたガス運送容器又はガス運送容器の一群ごとに運転者の見やすい場所に設けること。
 - 七 前号の圧力計は零からガス充填圧力の 1.5 倍以上 2 倍以下までの目盛をしたものであること。
 - 八 第6号の圧力計は、照明装置を備え、又は文字板及び指示針に自発光塗料を塗った ものであること。

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2003.09.26】〈第3節〉第194条(高圧ガス運送装置)

第3節 使用の過程にある自動車の保安基準の細目

- 第194条 高圧ガスを運送する自動車のガス運送装置の強度、取付方法に関し、保安基準 第28条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
 - 一 ガス運送容器については、第176条第1項第1号及び第5号の基準を準用する。
 - 二 ガス運送装置の配管については、第176条第1項第5号から第7号まで及び第9号 の基準を準用する。
 - 三 ガス運送装置のガスと接触する部分については、第176条第1項第8号の基準を準用する。
 - 四 ガス運送容器及び配管の取り付けについては、第176条第1項第4号の基準を準用する。
 - 五 ガス充填弁をガス充填口の近くに、ガス供給弁をガス供給口の近くに備えること。
 - 六 一般高圧ガス保安規則第2条第2号の毒性ガス(液化ガスを除く。)に係るガス運送容器には、容器内の圧力を指示する圧力計をガス止弁で仕切られたガス運送容器又はガス運送容器の一群ごとに運転者の見やすい場所に設けること。
 - 七 前号の圧力計は零からガス充填圧力の 1.5 倍以上 2 倍以下までの目盛をしたものであること。
 - 八 第6号の圧力計は、照明装置を備え、又は文字板及び指示針に自発光塗料を塗った ものであること。